

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成28年1月21日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500265 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500054 号

## 第 1 結論

昭和 59 年 4 月から昭和 63 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 4 月から昭和 63 年 3 月まで

私が二十歳になった頃に、厚生年金保険に加入していない会社でアルバイトをしていたので、請求期間当時、同居していた母が私の国民年金の加入手続を行い、両親の国民年金保険料と一緒に毎月納付していたと母から聞いている。母が生前、私の国民年金が未納になっていることを母自身が疑問に持っていた。当時のことを知っている父が証言をしてくれるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたとする請求者の両親は、請求期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出整理簿によると、請求者及び請求者の姉の国民年金手帳記号番号を含む一連の番号は昭和 63 年 1 月 13 日以降に A 町（現在は A 市）に対して交付されており、請求者の姉の国民年金手帳記号番号と連番となっている上、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者の資格取得日（20 歳到達日である昭和 59 年 \* 月 \* 日）に係る処理日は昭和 63 年 5 月 18 日（請求者の姉の国民年金被保険者の資格取得日の処理日も同日）と記録されており、この時点まで、請求者は国民年金に未加入であったことが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムを確認したところ、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者は年金手帳について現在保管しているものの他に交付を受けたことがないと陳述している。

さらに、請求者が請求期間当時のことを証言してくれるとする請求者の父親は、請求者の母親が A 町役場において国民年金保険料の納付を行っていたことを記憶していると陳述しているところ、請求期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、ほかの期間については同役場で納付することができない過年度保険料となることから、父母の現年度保険料と同時に納付することができなかったものと考えられる上、請求者の母親は既に死亡しているため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

加えて、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500239 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500097 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 出張所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 33 年 2 月 1 日から昭和 36 年 4 月 1 日まで

私は、請求期間に知人の紹介で、C 県の D 事業所 E 事業部の建設工事において A 社の系統の F 班に所属し、勤務していた。当時、会社の健康保険証を使用して入院したので、厚生年金保険にも加入していたはずである。請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、請求期間において A 社の系統の F 班に所属し、E 事業部建設工事に従事していたことが分かる資料として、請求期間中に撮影されたとする複数枚の写真を提出しており、当該写真の内容から判断すると、期間の特定はできないものの、請求者が同工事に従事していた状況がうかがえる。

しかしながら、A 社は請求期間に同社 B 出張所において E 事業部建設工事に従事した者に係る当時の賃金台帳、人事記録等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、A 社 B 出張所に係る厚生年金保険被保険者名簿により、請求期間当時の被保険者記録が確認できる者に照会したところ、E 事業部建設工事に従事していたとする複数の者は請求者を記憶しておらず、F 班を記憶している者は、同班は A 社と直接雇用の関係ではなかったと思うと回答している。

さらに、請求者が F 班で一緒に勤務したとして氏名を挙げた同僚については、前述の被保険者名簿に氏名は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500240号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500098号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日、並びに厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和45年10月1日から昭和46年1月1日まで  
② 昭和46年1月1日から昭和53年5月6日まで  
③ 昭和53年5月6日から昭和55年6月1日まで

私は、A事業所に昭和45年9月から勤務し、同事業所を昭和55年5月31日に退職したが、厚生年金保険の被保険者記録によると、当該被保険者資格の取得年月日は昭和46年1月1日、同資格の喪失年月日は昭和53年5月6日となっており、請求期間①及び③に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

なお、請求期間①当時の給与は1万6,000円位であり、請求期間③当時の給与は14万円から15万8,000円であった。

請求期間①及び③について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、請求期間②のうち、昭和46年1月から昭和47年5月までについては、給与は1万6,000円位であり、昭和47年5月15日以後の給与は8万円位であったので、当該期間の標準報酬月額を見直ししてほしい。

## 第3 判断の理由

### 1 請求期間①については、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の陳述から、期間の特定はできないものの、請求者が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、A事業所は、昭和53年5月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在は不明である上、同事業所の関連会社であるB社については、商業登記簿謄本により既に廃業していることが確認できるとともに、同社の取締役等に照会したが、回答を得ることができないことから、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、請求者が氏名を挙げた上司の所在は不明である上、前述の同僚からは、請求者の請求期間①における厚生年金保険料控除等について回答を得ることができない。

さらに、請求者が所持する年金手帳(昭和46年1月30日発行)によると、同手帳の「厚生年金保険の記録」欄に、A事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は、「昭和46年1月1日」と記載されており、当該資格取得日は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、請求者の厚生年金保険被保険者台帳、同事業所に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②については、前述のとおり、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること等から、請求者の請求期間②における給与額、厚生年金保険料控除等について確認できない。

また、請求期間②のうち、昭和46年1月1日から昭和47年5月15日までの期間について、請求者が主張する給与額は、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳及び請求者のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額、及びオンライン記録の標準報酬月額と概ね一致していることが確認できる。

さらに、請求期間②のうち、昭和47年5月15日から昭和51年8月1日までの期間について、請求者は、昭和47年5月15日以後、給与額が1万6,000円位から8万円位に増額された旨主張しているところ、当該期間においてA事業所の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚については、同年5月15日において最も高い標準報酬月額は7万6,000円となっており、また、請求者及び当該同僚の標準報酬月額の推移を比較したところ、同年5月15日の前後の期間において、当該同僚の標準報酬月額に大きな変動は無く、同年10月1日の標準報酬月額の定時決定においても1等級から2等級の上昇に留まっていることから、請求者の標準報酬月額の推移（2等級の上昇）が特に不自然とは言えない。

加えて、請求期間②のうち、昭和51年8月1日から昭和53年5月6日までの期間について、請求者のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されている標準報酬月額（8万円）は、請求者が主張する給与額と一致していることが確認できる。

また、請求者は、請求期間②に係る給与明細書等を所持しておらず、当該期間においてA事業所の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、当該期間当時の給与明細書等の資料を保管していないことから、請求者のその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる関連資料を得ることができない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間③については、雇用保険の被保険者記録により、請求者は、昭和55年5月31日までA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、前述のとおり、A事業所は、昭和53年5月6日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、請求期間③において、厚生年金保険の適用事業所として届けられていなかった状況がうかがえる。

また、請求者と同様に昭和53年5月6日と同日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚に照会したが、請求期間③における厚生年金保険料の控除等について回答を得ることができない。

さらに、請求者のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は、昭和53年5月30日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できるところ、請求者と

同日に同事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した複数の同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該同僚の健康保険被保険者証の返納日は、請求者の返納日と一致していることが確認できる。

加えて、請求者は、請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。